

# 遵守規則

## 目次

### 第1部：定義

規則1-1：定義	55
（a） 「法」	55
（b） 「上訴委員会」	55
（c） 「提携者」	55
（d） 「会員との提携」	55
（e） 「CFTC」	55
（f） 「契約市場」	55
（g） 「外国の取引所」	55
（h） 「外国先物」および「外国オプション」	55
（i） 「外国先物または外国オプション顧客」	55
（j） 「先物」	55
（k） 「商品取引員」または「FCM」	55
（l） 「取次ぎブローカー」または「IB」	55
（m） 「レバレッジ契約マーチャント」または「LTM」	55
（n） 「会員」	56
（o） 「者」	56
（p） 「地域委員会」	56
（q） 「要件」	56

### 第2部：CFTCに登録された会員の業務を支配する規則

規則2-1：契約市場の管轄	57
規則2-2：詐欺および関連事項	57
規則2-3：利益の共有	57
規則2-4：公正かつ公平な売買原則	57
規則2-5：NFAの調査および手続きにおける協力	58
規則2-6：資格停止中の会員または提携者	58
規則2-7：支店長の職務能力判定要件	58
規則2-8：一任勘定	58
（a） 裁量権の授与は書面によること	58
（b） 一任売買の検証	58
（c） 監督	59
（d） 最低経験要件	59

(e)	第三者の口座管理人	59
(f)	例外	59
規則2-9	監督	60
規則2-10	記録の保持	60
規則2-11	顧客勘定	60
規則2-12	乗合勘定	60
規則2-13	CPO/CTAの規制	60
規則2-14	遵守の管轄	61
規則2-15	オプションの書面による手続き	61
規則2-16	オプション「売り」の伝達	61
規則2-17	オプション・プレミアムの支払い	61
規則2-18	オプション顧客からの苦情	61
規則2-19	オプションの開示要件およびその他の要件	62
規則2-22	表明禁止事項	62
規則2-23	保証契約を締結した会員IBに対するFCMの責任	62
規則2-24	FCMの外務員の適格性判定	62
規則2-25	FCMのディーラー・オプション取引についての要件	63
規則2-26	FCMおよびIBの規制	63
規則2-27	顧客勘定の移管	63
規則2-28	(予備)	63
規則2-29	公衆への伝達および広告物	63
規則2-30	顧客情報およびリスク開示	64
規則2-31	外国先物および外国オプション契約	66
規則2-32	レバレッジ契約	66
規則2-33	FCMによる乗合勘定からの資金の受領	66

### 第3部：遵守手続き

規則3-1	法令遵守局	67
(a)	職務	67
(b)	禁止事項	67
規則3-2	調査	67
(a)	開始、報告	67
(b)	終了	67
(c)	報告書の検討	68
規則3-3	送達	68
規則3-4	訴追の通知	69
規則3-5	弁護士依頼権	69
規則3-6	回答	70

規則3-7: 聴聞会開催請求	70
規則3-8: 聴聞会開催前の手続き	70
規則3-9: 聴聞会	71
規則3-10: 裁定	72
規則3-11: 解決	72
(a) 解決案	72
(b) 裁定	73
(c) 撤回	73
規則3-12: 裁定の通知および発表	73
規則3-13: 上訴、再審理	74
(a) 上訴	74
(b) 再審理	74
(c) 延期	74
(d) 手続きの執行	74
(e) 裁定	74
(f) 最終性	75
規則3-14: 処罰	75
(a) 処罰の種類	75
(b) 上訴委員会の処罰変更権限	75
(c) 罰金の支払い	75
規則3-15: 会員責任決議または提携者責任決議	75
(a) 決議の性質	75
(b) 手続き	76
(c) 上訴	76
(d) 再審理	76
規則3-16: 会員責任決議または提携者責任決議と、懲罰決議の関係	77
規則3-17: 委員会の構成	77

# 遵守規則

## 第1部：定義

### [¶ 5011] 規則1-1：定義

本遵守規則で使用される言葉の定義は、次の通り。

[¶ 5011.1] (a) 「法」 -- 商品取引所法。

[¶ 5011.2] (b) 「上訴委員会」 -- NFA内規702に基づいて設立された、NFAの上訴委員会。

[¶ 5011.3] (c) 「提携者」 -- 商品取引所法またはCFTC規則で使用される「外務員」という語の意味の範囲内で会員と結びつきがあり、CFTCに「外務員」としての登録を義務づけられている者、および理事会で提携者として指定された他の者。

[¶ 5011.4] (d) 「会員との提携」 -- 上記(c)項参照。

[¶ 5011.5] (e) 「CFTC」 -- 商品先物取引委員会。

[¶ 5011.6] (f) 「契約市場」 -- 1つまたはそれ以上の商品の契約市場としてCFTCが指定した取引所、またはCFTCがオプション取引の免許を授与した取引所。

[¶ 5011.7] (g) 「外国の取引所」 -- アメリカ合衆国、その準州、またはその領土以外の地に所在する、商品取引所、証券取引所、または市場。

[¶ 5011.8] (h) 「外国先物」および「外国オプション」 -- 外国の取引所において、またはその規則に従って、成立したか、成立する予定の先物およびオプション契約。

[¶ 5011.9] (i) 「外国先物または外国オプション顧客」 -- アメリカ合衆国、その準州、またはその領土に居住し、外国先物または外国オプションを取引するすべての者。

[¶ 5011.10] (j) 「先物」 -- 以下の意味が含まれる。

(1) 契約市場において取引されるオプション契約。

(2) 法第4条c(d)に基づきCFTCにオプション契約の売り手として登録されるか、CFTC規則に基づきオプション契約を売る資格を有することを通知した者が売却するオプション契約。

(3) CFTC規則に外国の先物・オプションの顧客として定義される者のため、もしくは上述の顧客に代わって、外国の取引所において、もしくはその規則に従って行われたか、行われる予定の先物・オプション取引。

(4) CFTC規則に定義されるレバレッジ契約。

[¶ 5011.11] (k) 「商品取引員」または「FCM」 -- 商品取引所法で使用されている語と同じ意味で、法およびCFTC規則に基づいて、FCMとしての登録が義務づけられている者。

[¶ 5011.12] (l) 「取次ぎブローカー」または「IB」 -- 商品取引所法で使用されている語と同じ意味で、法およびCFTC規則に基づいて、IBとしての登録が義務づけられている者。

[¶ 5011.13] (m) 「レバレッジ契約マーチャント」または「LTM」 -- CFTC規則で使用され

ている語と同じ意味で、法およびCFTC規則に基づいて、LTMとしての登録が義務づけられている者。

[¶ 5011.14] (n) 「会員」 -- フロア・ブローカーとしての登録を義務づけられている者を除く、CFTCに登録を義務づけられているNFAの会員。

[¶ 5011.15] (o) 「者」 -- 個人、法人、パートナーシップ、信託、協会、およびその他の主体を含む。

[¶ 5011.16] (p) 「地域委員会」 -- NFA内規704の規定に基づき設立された、地域業務委員会。

[¶ 5011.17] (q) 「要件」 -- 定款、内規、規則、規制、決議、または同様の規定によって課される義務、制限、手続き、もしくは基準。

## 第2部：CFTCに登録された会員の業務を支配する規則

### [¶ 5017] 規則2-1：契約市場の管轄

会員または提携者は、規則違反に該当すると申し立てのあった特定行為が契約市場の要件によって支配もしくは規制され、当該会員または提携者がその行為のために当該契約市場の規律管轄下にあるときは、本遵守規則への違反には問われないものとする。ただし、当該契約市場が明白にその執行責任をNFAに委譲したとき、あるいは本遵守規則への違反がNFA定款第3条第1項(b)号に基づいて採択されたNFA財務基準要件または同第3条第1項(e)号の規定に基づいて採択されたNFA顧客保護要件への違反である場合は、上記の規定は適用されないものとする。

### [¶ 5023] 規則2-2：詐欺および関連事項

会員または提携者は、次に掲げる行為を行わないものとする。

- (a) 商品先物顧客を欺く、騙す、または惑わすこと、もしくはこれらの行為を試みること。
- (b) 顧客の商品先物注文を呑むこと、または呑み行為を行う仲買店の性質を持つ業務に従事すること。
- (c) 商品先物契約において、あるいはそれに関連して、顧客に対して意図的に虚偽の報告を行うこと、またはそのように手配すること、もしくは顧客について意図的に虚偽の記録を行うこと、またはそのように手配すること。
- (d) 商品先物契約の対象となる商品の価格に影響を及ぼすか、その傾向がある、虚偽のまたは誤解を招く情報、ないし意図的な不備のある報告を流布すること、もしくはそのように手配すること。
- (e) 商品先物契約の価格に関する操作的行為または慣習に従事すること。
- (f) NFAまたはその代理人に対し、意図的に重大な虚偽を含む、または誤解を招く情報を提供すること。
- (g) CFTCによってあらゆる契約市場における取引を禁止されている者のために、契約市場における商品取引を実行すること。ただし、当該会員または提携者が、その禁止の事実を知らなかったか、知る理由がない場合は、この限りではない。
- (h) 商品取引契約における、あるいはそれに関連する顧客、依頼人、または商品プールの参加者から受け取った、あるいは、これらの者に発生した金銭、有価証券、その他の財産を、横領、窃盗、盗用、もしくは故意に転換すること。

### [¶ 5029] 規則2-3：利益の共有

会員または提携者は、当該顧客から事前に書面による許可を得ていない限り、直接もしくは間接に、当該会員あるいは別の会員が保持する顧客勘定における商品先物取引から発生する利益もしくは損失を、共有しないものとする。

### [¶ 5035] 規則2-4：公正かつ公平な売買原則

会員および提携者は、その商品先物業務を営むに当たり、商業上の高い信用を維持し、公正かつ公平な売買原則を遵守するものとする。

[¶ 5041] 規則 2-5: NFA の調査および手続きにおける協力

各提携者ならびに NFA に所属する者は、(a) NFA の調査、尋問、監査、検査、または NFA 要件の遵守に関する手続き、あるいは (b) NFA の規律または仲裁手続きのいずれにおいても、迅速かつ全面的に、NFA に協力するものとする。

[¶ 5047] 規則 2-6: 資格停止中の会員または提携者

NFA の会員資格または NFA 会員との提携を停止されている会員または提携者は、その停止期間中は、正式な NFA 会員または会員の提携者と自称しないものとする。会員または提携者は、地域委員会または上訴委員会により許可されない限り、停止処分を受けている会員または提携者と、停止期間中は商品先物業務を行わないものとする。

[¶ 5053] 規則 2-7: 支店長の職務能力判定要件

会員は、以下のいずれかの要件が満たされない限り、提携者に、登録規則 101 に定義される支店長となることを許可しないものとする。

(a) 当該提携者が「先物支店長試験」を受け、それに合格したこと。ただし、その後、支店長としての活動を中止した提携者は、当該提携者が支店長を勤めた後 2 年以上、いずれの区分においても登録されていなかった場合を除き、支店長としての活動を再開するために再び試験を受け、それに合格する必要はない。

(b) 当該提携者が、登録証券ブローカー・ディーラーによって身元保証され、ニューヨーク証券取引所または全米証券業協会の規則に基づき、支店長として活動する資格を有していること。

[¶ 5059] 規則 2-8: 一任勘定

[¶ 5059.1] (a) 裁量権の授与は書面によること

会員またはその提携者は、当該顧客または口座管理人が書面（委任状またはその他の法律文書）によって当該会員またはその提携者に裁量権の行使を許可しない限り、顧客の商品先物勘定について裁量権を行使しないものとする。会員またはその提携者は、当該顧客または口座管理人が書面によって特別に当該会員またはその提携者に外国先物または外国オプション取引に関する裁量権の行使を許可しない限り、外国先物顧客または外国オプション顧客に代わって、外国先物または外国オプション取引について裁量権を行使しないものとする。本規則の趣旨に鑑み、当該顧客または口座管理人が商品の種類、契約の受け渡し年および月、契約枚数、および買いと売りの区別を指定するときは、裁量権は行使されないものとする。各会員は、当該会員が保持する勘定の中で、当該会員またはその提携者が裁量権を有する勘定を明瞭に識別できる、記録または記録システムを維持しなければならない。

[¶ 5059.2] (b) 一任売買の検証

裁量権の行使に基づき、会員またはその提携者によって開始された商品先物取引は、それぞれ一任売買として識別されなければならない。一任売買を開始する各会員（裁量権を有する唯一の被雇用者が、先物取引業務を監督する唯一の責任者でもある会員を除く）は、書面による以下の手続きを採択し、執行しなければならない。

(1) 当該会員のパートナー、役員、取締役、支店長、または監督責任者である従業員（当該勘定

において裁量権を行使する者を除く)が、定期的に一任売買活動を検証することを保証する手続き。

- (2) 定期的に一任売買活動を検証するパートナー、役員、取締役、支店長、または監督責任者である従業員に、当該検証手続きが履行されたことを示す、書面による記録を作成することを義務づける手続き。

[¶ 5059.3] (c) 監督

各会員は、当該会員(またはその提携者)が裁量権の行使を許可されたすべての勘定に関して、本遵守規則の当該規定が遵守されているかどうかを監督するものとする。

[¶ 5059.4] (d) 最低経験要件

会員FCMまたは取次ぎブローカーは、提携者に対し、当該提携者が最低2年間、法に基づいて継続的に登録されており、かつ同期間に当該登録区分において職務を果たしているものでなければ、顧客の商品先物勘定について裁量権を行使することを許可しないものとする。本要件は、商品取引顧問として登録されている個人には適用されないものとする。本要件は、当該提携者に同等の経験があることが証明され次第、NFAがその判断によって放棄することができる。本要件の放棄を求める会員は、法令遵守担当理事に要請書を提出するものとし、すべての要件放棄要請は、業務委員会および聴聞委員会、またはそのいずれかの委員3名によって構成される、理事会が適宜任命する定員3名のパネルによって、裁定を下されるものとする。当該パネルによる裁定は、最終的、かつ法令遵守担当理事が提出した書類およびその見解に基づくものとする。当該パネルは、その裁定を法令遵守担当理事または法令遵守担当理事が指定した者に伝達し、この伝達を受けた者は、要件放棄を要請した会員にこれを通知するものとする。類似の最低経験要件を有するNFAの契約市場会員の規則に従い、同等の経験を有すると判定された提携者は、本規則の当該要件を満たしたとみなされるものとする。

[¶ 5059.5] (e) 第三者の口座管理人

会員FCMが、当該会員FCMの提携者もしくは取次ぎブローカー以外の第三者が裁量権を行使できる顧客勘定を受け入れる場合、あるいは会員FCMまたは取次ぎブローカーが上述の顧客口座を紹介する場合は、最初に次の書類を取得するものとする。

- (1) 当該口座管理人からの取引権限付与書、または当該権限が付与された旨の当該顧客からの承諾書の写し。ならびに、
- (2) 当該顧客が当該口座管理人から開示書類を受領した旨の、当該顧客からの承諾書、もしくは当該口座管理人が当該顧客への開示書類の提出を義務づけられていない理由を記した、当該口座管理人からの陳述書。

[¶ 5059.6] (f) 例外

本規則(b)項、(c)項、(d)項、および(e)項の規定は、当該勘定の所有者と、裁量権を行使する者が、親族(配偶者、両親、子供、祖父母、孫、兄弟、姉妹、叔母、叔父、甥、姪、または姻族)である場合は、適用されないものとする。

[解釈通達(¶ 9001) 参照]



[¶ 5065] 規則 2 - 9 : 監督

(a) 各会員は、当該会員のために、もしくは当該会員に代わって商品先物活動を遂行している、当該会員の従業員および代理人を、注意深く監督しなければならない。監督義務を有する各提携者は、当該会員に代わり、その商品先物業務行為における当該職務を、注意深く遂行しなければならない。

(b) NFAの理事会は、理事会が定めた外務員の職歴に関する特定基準を満たす会員に対し、電話による売買を監督するために、理事会が指定する監督手続きの採択を義務づけることができる。本要件は、会員の現在の監督手続きがその従業員および代理人に対して有効に機能していることが当該会員によって証明され次第、NFAがその判断によって放棄することができる。本要件の放棄を求める会員は、業務委員会および聴聞委員会、またはそのいずれかの委員3名によって構成される、理事会が適宜任命する定員3名のパネルに対し、要請書を提出することができる。法令遵守担当理事は、会員が要件放棄の要請書を提出してから30日以内に、当該パネルに回答書を提出する。当該パネルによる裁定は、最終的なもの、かつ当該会員ならびに法令遵守担当理事が提出した書類に基づくものとする。

[解釈通達 (¶ 9008、¶ 9012、¶ 9019、¶ 9020、¶ 9021) 参照]

[¶ 5071] 規則 2 - 10 : 記録の保持

会員は、その業務遂行に必要かつ適切な、十分な帳簿および記録を維持するものとする。これには、CFTC規則1.18および1.32から1.37までの規定に基づき、同1.31の規定に基づく所要期間、保持が義務づけられている記録が含まれるが、これに限定されない。

[¶ 5077] 規則 2 - 11 : 顧客勘定

契約市場の会員でないNFA会員は、登録時に、あるいは以前に認可された業務内容の変更に先立ち、NFAから事前の許可を得ずに、顧客勘定を保持しないものとする。会員FCMは、一般顧客との業務を開始し、継続するためには、NFAの財務要件に従わなければならない。

[¶ 5083] 規則 2 - 12 : 乗合勘定

(a) 商品先物のいずれかの種類の乗合勘定を保持する会員FCMは、契約市場の会員かどうかを問わず、すべての乗合勘定の一覧表をNFAに維持しなければならない。新規の乗合勘定が開設されたとき、および既存の乗合勘定が清算されたときは、その旨を速やかにNFAに通知するものとする。各乗合勘定についての情報には、勘定の名称および所在地、自己勘定または顧客勘定の区別、ならびに規制の有無が含まなければならない。

(b) 乗合勘定を基盤として業務を営むFCMは、その乗合勘定を保持するすべてのFCMの一覧表（これらのFCMの所在地を含む）をNFAに維持しなければならない。当該情報に変更があったとき、その旨を速やかにNFAに通知するものとする。

[¶ 5089] 規則 2 - 13 : CPO/CTAの規制

CFTC規則4.1および4.16から4.41までのいずれかに違反した会員は、NFA要件にも違反したものとみなされる。CFTC規則4.13および4.16から4.32までに基づき、CFTCへの書類の提出または通知を義務づけられている会員は、CFTCへの当該書類の提出または当該通知の期限までに、シカゴ

のNFA本部に、当該書類の写し1通を提出するか、当該通知を行うものとする。いかなるCPOも、NFA財務要件付則Eに規定される手続きに従って、CFTC規則4.22 (c)の規定により義務づけられている年次報告書の提出期限の延長、もしくは会計年度の変更承認を、NFAに要請することができる。

[解釈通達 (¶ 9006) 参照]

#### [¶ 5095] 規則2 - 14 : 遵守の管轄

いずれかのNFA要件に違反したか、NFA要件を遵守しなかった会員または提携者は、本遵守規則に従い、しかるべき会員責任決議または提携者責任決議(規則3 - 12参照)、あるいは懲罰決議、もしくはその両方に服すものとする。

#### [¶ 5101] 規則2 - 15 : オプションの書面による手続き

契約市場において、またはその規則に従って取引される商品オプションの「売り唱え」もしくは「売り」に携わる各会員FCMまたはIBは、次に掲げる書面による手続きを採択し、執行しなければならない。

- (a) 当該会員FCMまたはIBが、各オプション顧客の勘定を十分に監督できる手続き。(本(a)号の趣旨に鑑み、「オプション顧客」という用語には、FCMまたはIBは含まれないものとする)これには、当該FCMまたはIBによるオプション勘定の勧誘、および当該オプション勘定に関して当該FCMまたはIBが受けた苦情の処理が含まれるが、これに限定されない。
- (b) 会員FCMが、当該FCMが受けた権利行使の通知を公正かつ無差別な方法で割り当て、当該割り当てを受けたしかるべきオプションの売り手に、その旨を速やかに通知できる手続き。
- (c) 会員FCMまたはIBが、大幅なアウト・オブ・ザ・マネーのオプションの勧誘または売りを十分に監視できる手続き。

#### [¶ 5107] 規則2 - 16 : オプション「売り」の伝達

会員または提携者は、契約市場において、またはその規則に従って取引される商品オプションの「売り唱え」もしくは「売り」に関する、詐欺的あるいは高圧的な伝達を行わないものとする。

#### [¶ 5113] 規則2 - 17 : オプション・プレミアムの支払い

契約市場において、またはその規則に従って取引される商品オプションの「買い」注文を顧客から受託した会員FCMは、当該オプションが取引される契約市場の規則に定められた支払い期限内に、当該顧客から各オプションのプレミアムを全額受け取るものとする。

#### [¶ 5119] 規則2 - 18 : オプション顧客からの苦情

契約市場において、またはその規則に従って取引される商品オプションの「売り唱え」もしくは「売り」に携わる各会員FCMまたはIBは、オプション顧客からの書面によるすべての苦情に関して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (a) 上述の苦情書をすべて保持すること。および、
- (b) 苦情書を受け取った日付、当該勘定の担当者である提携者、苦情内容の概要、当該苦情に対

して取られた措置を記録にとどめ、保存すること。

[¶ 5125] 規則 2 - 19 : オプションの開示要件およびその他の要件

契約市場において、またはその規則に従って取引される商品オプションの「売り唱え」もしくは「売り」に携わる各会員FCMまたはIBは、CFTCまたはその他の自主規制組織により、当該会員FCMまたはIB、またはその提携者に対して懲罰決議が行われた場合には、直ちにその旨を当該会員の所属するDSROに書面によって通知するものとする。

[¶ 5131 - 5142] (予備)

[¶ 5143] 規則 2 - 22 : 表明禁止事項

会員または提携者は、当該会員または提携者がNFAによって保証、推薦、または承認された旨、もしくは当該会員または提携者の能力がいずれかの点でNFAに認められた旨の表明ないし暗示を、いかなる方法によっても行わないものとする。ただし、本規則は、NFAの会員資格もしくはNFAへの提携者登録の効力が誤って伝えられなければ、会員が会員であるという事実を表明すること、または提携者が提携者として登録されているという事実を表明すること、あるいはNFAの機能および目的を説明することを禁止するものではない。

[¶ 5145] 規則 2 - 23 : 保証契約を締結した会員IBに対するFCMの責任

CFTC規則1.10(j)に従い、会員IBと保証契約を締結する会員FCMは、当該保証契約の期間中に発生した、当該会員IBによるNFA要件に違反する行為および怠慢について、NFA遵守規則に基づく懲罰に連帯で服すものとする。

[解釈通達 (¶ 9015) 参照]

[¶ 5146] 規則 2 - 24 : FCMの外務員の適格性判定

(a) 判定要件

内規301(d)項および(e)項に従い、NFA会員であるFCM、IB、CPO、CTA、またはLTMは、登録規則401に規定される当該能力要件を満たしていない者を提携者(内規301(b)項参照)としてはならない。

(b) 活動の制限

(i) NFA会員の提携者(内規301(b)項参照)としてNFAに登録されており、法に基づく外務員登録申請またはNFAへの提携者登録申請に、登録規則401に規定される当該提携者の活動範囲の制限に関する証明が包含されていた者は、当該提携者の証明に規定される制限を越えないものとする。

(ii) NFA会員は、法に基づく外務員登録申請またはNFAへの提携者登録申請に、登録規則401に規定される当該提携者の活動範囲の制限に関する証明が包含されており、かつ当該制限を越えている者とは、提携(内規301(b)項参照)しないものとする。

[¶ 5147] 規則2-25: FCMのディーラー・オプション取引についての要件

CFTC規則第32部の規定のいずれかに違反した会員は、NFA要件にも違反したものとみなされる。CFTC規則第32部の規定に基づき、CFTCへの書類の提出または通知を義務づけられている各会員は、CFTCへの当該書類の提出または当該通知の期限までに、シカゴのNFA本部に、当該書類の写し1通を提出するか、当該通知を行うものとする。

[¶ 5147.5] 規則2-26: FCMおよびIBの規制

CFTC規則1.33、1.55または1.56のいずれかに違反した会員または提携者は、NFA要件にも違反したものとみなされる。CFTC規則1.57に違反した会員IBは、NFA要件にも違反したものとみなされる。

[解釈通達(¶ 9001)参照]

[¶ 5147.10] 規則2-27: 顧客勘定の移管

- (a) ある会員から別の会員へ勘定を移管する旨の、署名入りの指示書が顧客から送付され、当該指示書に、当該顧客の氏名、住所、勘定番号(および、勘定全体を移管するのではないときは、移管すべき部分の記述)、移管先の会員の住所氏名が明記されているときは、当該勘定を保持する会員は、当該指示書を受け取り次第、2営業日以内、もしくは精査に必要なそれ以上の時間内に、移管先の会員に対し、当該勘定の総残高、金銭、有価証券、またはその他の財産の区別、ならびにすべての未決済建玉を確認するものとする。当該勘定を保持する会員は、移管先の会員が当該勘定の受け入れに同意するときは、上述の確認の期限から3営業日以内、もしくは精査に必要なそれ以上の時間内に、移管先の会員への残高および建玉の移管を実施するものとする。
- (b) 本規則は、顧客の要請によって実施される勘定の移管のみに適用されるものとする。
- (c) 本規則は、口頭による要請に基づく移管を禁止するものではない。

[解釈通達(¶ 9001)参照]

[¶ 5147.15] 規則2-28: (予備)

[¶ 5147.20] 規則2-29: 公衆への伝達および広告物

(a) 一般禁止事項

会員または提携者は、公衆に対して次のような伝達を行わないものとする。

- (1) 詐欺もしくは虚言の効果を持つ伝達。
- (2) 高圧的手法を用いる伝達、または高圧的手法の一環である伝達。
- (3) 先物取引が万人に適していると表明する伝達。

(b) 広告物の内容

会員または提携者は、次のような広告物を使用しないものとする。

- (1) 公衆を欺く可能性の高い広告物。
- (2) 事実に関して重大な虚偽の陳述を含む広告物、および、それを省略すれば当該広告物が誤解

を招く恐れがあることを当該会員または提携者が承知している事実を省略している広告物。

- (3) 損失のリスクについて同等の明確な言及を行わずに、利益の可能性に言及している広告物。
- (4) CFTC規則4.41 (b) (1) に規定する表現を併用せずに、過去に特定の売買システムを用いれば達成できたはずの仮定の結果を算定、説明する、またはこれに言及する広告物。
- (5) 過去の結果は必ずしも将来の結果を暗示するものではないことに言及せずに、実際の過去の売買益に言及する広告物。
- (6) 実際の勘定の過去の実績に関する具体的な数値または統計情報（収益率を含む）を含む広告物。ただし、比較にふさわしいすべての勘定の同期間の実績を代表するものであることがNFAに対して証明されており、また証明することができる場合、ならびに収益率に関しては、当該数値がCFTC規則4.21 (a) (4) (ii) (F) により義務づけられている方法と一致する方法で計算されている場合を除く。

(c) 意見の表明

広告物に含まれる意見の表明は、意見の表明であることが明確に識別でき、実際にしかるべき根拠がなければならない。

(d) 書面による監督手続き

すべての会員は、その提携者および従業員による本規則の遵守を監督するための、書面による手続きを採択し、執行しなければならない。当該手続きは、当該広告物の作成者以外の役員、ゼネラル・パートナー、個人事業主、支店長、または監督責任のあるその他の従業員が、すべての広告物を事前に検討および承認することを義務づけるものとする（当該広告物が、それを検討および承認する資格のある唯一の者によって作成された場合を除く）。

(e) 記録の保持

すべての広告物の写しは、本規則(d)項に基づいて義務づけられている検討および承認の記録とともに、各会員が維持し、それが最後に使用された日から3年間は検査のために利用できるようにされていなければならない。本規則(b)項(4)に規定する種類の広告物を使用する会員は、要請があり次第、その仮定結果の根拠をNFAに対して証明するものとする。

(f) NFAへの提出

法令遵守担当理事は、会員に対し、特定期間、すべての広告物の写しを、当該広告を最初に使用した後、速やかにNFAに提出するように要求することができる。

(g) 定義

本規則の趣旨に鑑み、「広告物」という用語には、次のものが含まれるものとする。(1) 公衆を対象とする、先物の勘定、契約、取引に関する標準化された口述表明の原本、もしくは新聞、雑誌、その他の媒体による発表、あるいはテレビ、ラジオ、その他の電子媒体による放送向けの伝達、(2) 公衆を対象とする、標準化された様式のレポート、手紙、ちらし、メモ、出版物、および(3) 公衆を対象とし、商品の勘定、契約、または取引の勧誘を目的とする、その他の書面による資料。

[解釈通達（¶ 9003 および ¶ 9009）参照]

[¶ 5147.25] 規則2 - 30 : 顧客情報およびリスク開示

- (a) 各会員または提携者は、本規則の規定に従い、個人である先物顧客に関する情報を入手し、当該顧客に対し、先物取引のリスクを開示する書類を提供するものとする。
- (b) 当該会員または提携者は、顧客が最初に当該会員における商品取引勘定を開設するか、当該会員に当該先物勘定における取引を指示することを最初に許可する時点、またはそれ以前に、当該情報を入手し、当該リスク開示文書を提供するものとする。
- (c) 顧客から入手すべき情報には、最低でも次の事項が含まれるものとする。
  - (1) 当該顧客の真の住所氏名、および主な職業または事業。
  - (2) 当該顧客の現在の推定年収、および正味資産。
  - (3) 当該顧客のおよその年齢。
  - (4) 当該顧客の投資および先物取引経験の有無。
- (d) 顧客に提供されるべきリスク開示文書には、最低でも次の書類が含まれるものとする。
  - (1) CFTC規則1.55により当該会員が提供を義務づけられているときは、同規則により求められるリスク開示報告書。
  - (2) CFTC規則4.31により当該会員が提供を義務づけられているときは、同規則により求められる開示文書。
  - (3) CFTC規則33.7により当該会員が提供を義務づけられているときは、同規則により求められるオプション開示報告書。
  - (4) CFTC規則31.11により当該会員が提供を義務づけられているときは、同規則により求められる開示文書。
- (e) FCMまたはIBによって紹介されたか、CTAが取引を指示する勘定に関しては、本規則の遵守は、当該勘定を勧誘した会員の責任とする。
- (f) 会員または提携者には、本規則(c)項に基づいて入手する情報の唯一の出所として当該顧客に依存する権利を有し、当該情報を証明する義務を負わないものとする。
- (g) 各会員または提携者は、本規則(c)項に規定される情報を入手した時点で、当該情報を含む記録を作成もしくは入手するものとする。顧客が本規則(c)項に規定される情報の提供を拒否するときは、当該会員または提携者は、当該顧客が拒否した旨の記録を作成するものとする。ただし、米国籍でない顧客に関しては、上述の記録を作成する必要はない。本規則(i)項の規定に従い、会員は、そのパートナー、役員、取締役、支店長、または監督責任のある従業員の承認があれば、商品取引の顧客勘定を開設または紹介するか、当該勘定における取引の指示を行うことに同意することができる。各会員は、CFTC規則1.31に規定される様式によって、同規則の定める期間、本規則に従って作成されるすべての記録の写しを保管するものとする。
- (h) 各会員は、本規則に従って作成されるすべての記録を検討するための手続き、ならびに、当該会員の提携者の、顧客情報を入手し、リスク開示書類を提供する際の活動を監督するための手続きを策定し、執行するものとする。
- (i) 本規則の規定は、いかなる会員に対しても、適用され得るすべてのCFTC規則およびNFA要件を遵守する義務を免除するものではない。

[解釈通達(¶ 9004および¶ 9013)参照]

[¶ 5147.30] 規則 2 - 31 : 外国先物および外国オプション契約

CFTC 規則第 30 部のいずれかの規定に違反したすべての会員は、NFA 要件にも違反したものとみなされる。

[¶ 5147.35] 規則 2 - 32 : レバレッジ契約

CFTC 規則第 31 部のいずれかの規定に違反したすべての会員は、NFA 要件にも違反したものとみなされる。

[¶ 5147.40] 規則 2 - 33 : FCM による乗合勘定からの資金の受領

各 FCM は、乗合勘定を基盤に業務を営む FCM から即時利用可能な資金以外のものを受領したときは、その都度、所属 DSRO に対し、あるいは当該 DSRO によって NFA への通知が指示されているときは、NFA に対し、その旨を通知するものとする。通知は、即時利用可能な資金以外のものを受領してから 24 時間以内に、届かなければならない。本規則の趣旨に鑑み、電信送金、支払引受小切手は、通知の必要がない即時利用可能な資金とみなすものとする。

## 第3部：遵守手続き

### [¶ 5149] 規則3-1：法令遵守局

#### [¶ 5149.1] (a) 職務

ここに、法令遵守担当理事の指揮監督下に置かれる法令遵守局を設置するものとする。法令遵守担当理事は、本第3部に規定される通り、監査、検査、NFA要件違反の調査、報告書の作成、訴追を行うものとする。法令遵守局は、(i) CFTCの裁量により、(ii) 違反の発生を発見する手掛かりになり得ると法令遵守担当理事が判断する情報（顧客または会員からの苦情など）をNFAが発見または受け取り次第、もしくは(iii) 法令遵守担当理事自身の発案により、調査を開始するものとする。法令遵守担当理事は、すべての会員、提携者、またはその関係者に対して、証言を強要し、証拠書類の提出および宣誓陳述を要求する権限を有するものとする。

#### [¶ 5149.2] (b) 禁止事項

法令遵守担当理事ならびに法令遵守局の従業員または代理人（遵守職務遂行のために契約に基づき雇用された者を含む）は、会長が承認した場合を除き、会員または提携者であってはならず、あるいは直接、間接を問わず、会員または提携者と結びつきがあってはならない。法令遵守担当理事ならびに法令遵守局の従業員は、会長が許可した場合を除き、直接、間接を問わず、商品の権利を一切取引しないものとする。商品の権利とは、契約市場または関連取引所において、あるいはその規則に従って、取引される商品先物または商品オプション契約、もしくは契約市場として指定されている商品取引所において、あるいはその規則に従って、取引される現物商品と定義されるものとする。

### [¶ 5155] 規則3-2：調査

#### [¶ 5155.1] (a) 開始、報告

いずれかのNFA要件への違反が行われているか、行われたか、行われようとしていると法令遵守担当理事が信じるべき理由があるときは、法令遵守担当理事はその都度、当該事案に関する報告書を業務委員会に提出するものとする（内規704参照）。当該報告書には、次に掲げる事項が含まれるものとする。

- (i) 調査開始の理由。
- (ii) 苦情を受けて調査が開始されたときは、当該苦情の概略。
- (iii) 関連する事実。および、
- (iv) 業務委員会が当該事案を審理すべきか否かに関する、法令遵守担当理事の結論。

#### [¶ 5155.2] (b) 終了

調査完了の後、法令遵守担当理事が、NFA要件への違反が行われているか、行われたか、行われようとしていると信じるべき理由がないと判断したときは、法令遵守担当理事は、上記(a)項に規定される情報を含み、適切と思われるときは、業務委員会が警告状を発行すべきか否か、あるいは法令遵守担当理事に警告状の発行を許可すべきか否かに関して勧告を行う報告書を、業務委員会に提出するものとする。当該報告書ならびに発行された警告状は、調査記録簿の一部として保管され、法令遵守担当理事は、その後、適切と思われるときに、当該記録簿を閉め切ることができるものとする。調査



は、正当な理由がある場合を除き、開始から4カ月以内に完了するものとする。

[¶ 5155.3] (c) 報告書の検討

各調査報告書は、業務委員会によって検討されるものとする。報告書を検討した後、業務委員会が追加調査または証拠が必要との判断を下したときは、その旨を法令遵守担当理事に指示するものとする。業務委員会は、完成した報告書を受け取ってから30日以内に、以下のいずれかの行動を取るものとする。

- (i) (A) 違反が行われたか、行われているか、行われようとしているとのしかるべき根拠が見当たらない、もしくは(B) 別段、訴追の必要はない(この場合、業務委員会は、警告状を発行するか、警告状が発行されるよう手配することができる)、と判断するときは、当該事案の審理を打ち切る。打ち切り命令は、書面により、打ち切り理由を簡潔に述べるものとし、当該命令書の写しが速やかに会長に提出されるものとする。当該命令は、会長が当該命令を受け取ってから10日以内に当該事案の再検討を上訴委員会(内規702参照)に付託しない限り、会長による受領の10日後に最終的なものとなる。当該事案の再検討が上訴委員会に付託された場合には、当該打ち切り命令は、上訴委員会が付託の日から30日以内に業務委員会に訴状の発行を指示しない限り、付託の日の30日後に最終的なものとなる。
- (ii) 違反が行われているか、行われたか、行われようとしていると信じるべき理由があり、当該事案に裁定を下す必要があると判断するときは、日付を明記した訴状を送達する。

業務委員会または業務委員会が指定したパネルの委員は、当該委員または当該委員の関係者が、審理中の事案に関して金銭的、個人的、またはその他の直接的な利害を持つ場合は、当該事案の審理には参加しないものとする。

[¶ 5159] 規則3-3: 送達

遵守規則第3部の規定に基づき行われる審理の趣旨に鑑み、

- (a) 訴状の送達は、被訴追者が申告したNFAの記録にある最新の住所宛、または伝達のために正式に認定された当該被訴追者の代理人の住所宛に、翌日配達的第一級郵便で当該被訴追者に郵送を行えば、十分である。
- (b) 訴状の送達後にNFAに提出されたすべての訴答書、申請書、および弁論趣意書の写しは、別段定めのないときは、当事者が、欠席していないすべての関係者(NFA法務局の記録担当弁護士を含む)に送達するものとする。当事者の代表への送達は、当該当事者への送達とする。送達は、手渡し(引き渡しをもって有効とする)または郵送(投函をもって有効とする)のいずれかによって行われるものとする。書類送達の立証は、宣誓供述書または送達の証明書を添えて行われるものとする。郵送とは、郵送料前払いの第一級郵便物を米国内で投函すること、もしくは配達料前払いの翌日配達サービスを利用することを意味する。
- (c) 本第3部の規定に基づきNFAに提出される書類は、以下の住所宛に配達もしくは郵送されるものとする。

National Futures Association  
200 West Madison Street  
Chicago, IL 60606 - 3447  
Attn: Legal Docketing Department

提出は、受領をもって有効とする。

[¶ 5161] 規則3-4: 訴追の通知

- (a) 本遵守規則に基づき業務委員会が発行する訴状は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (i) 違反しているか、違反したか、違反しようとしていると申し立てのあった各NFA要件が明記されていること。
  - (ii) 申し立てのあった違反に該当するか、該当したか、将来該当する各行為または不作為を明記すること。
- (b) NFAは、被訴追者に対し、次の事項に関して書面により通知を行うものとする。
  - (i) 回答
    - (a) 当該被訴追者は、当該訴状に別段の記述がない限り、当該訴状の日付から10営業日以内に、当該訴状に対する回答書をNFAに提出しなければならないこと。
    - (b) 上記(i)(a)の規定に従い回答書を提出しない場合は、当該訴状に含まれる事実および法的結論を認めたとみなされること。
    - (c) 申し立てに対する反論を行わない場合は、当該申し立てを認めたとみなされること。
    - (d) 上記(i)(a)の規定に従い回答書を提出しない場合は、聴聞会開催の請求権を放棄したとみなされること。
  - (ii) 聴聞会
    - (a) 被訴追者は、訴状に別段の記述がない限り、訴状の日付から10営業日以内に、NFAに聴聞会開催の請求書を提出しなければならないこと。
    - (b) 聴聞会の請求は書面により行われなければならないという要件は、被訴追者が、訴状とともに各被訴追者に送達される聴聞会開催請求用紙に必要な事項をすべて記入し、NFAに提出することによって、満たすことができること。
    - (c) 正当な理由を提示せずに、上記(ii)(a)に従い聴聞会の開催を請求しない場合は、聴聞会開催の請求権を放棄したとみなされること。
    - (d) 被訴追者が聴聞会開催の請求権を放棄したときは、法令遵守部は審理を続行し、当該被訴追者への追加通知を行わずに、聴聞委員会（内規707参照）または聴聞委員会が指定するパネルに対し、証言または書類による証拠を提出できること。
    - (e) 被訴追者が聴聞会開催の請求権を放棄したときは、当該被訴追者は、法令遵守部の証拠に異議を申し立てる権利、証人を反対尋問する権利、ならびに当該被訴追者に有利な証拠を提出する権利を放棄したことになること。

[¶ 5167] 規則3-5: 弁護士依頼権

被訴追者は、規則3-15(b)(iii)に規定される場合を除き、調査または懲罰手続きのいかなる段階においても、弁護士もしくはその他の者を代理人に立てることができる。しかし、業務委員会、聴聞委員会、あるいは聴聞委員会が任命するパネルは、時間稼ぎ、妨害、命令に背く行為のためのいかなる代理人も、当該審理から排除することができる。

[¶ 5173] 規則3-6: 回答

被訴追者は、訴状の日付から10営業日、または業務委員会が訴状において指定するそれ以上の期間内に、訴状に対する回答書をNFAに提出しなければならない。期限内に回答書を提出しない場合は、当該訴状に含まれる事実および法律的結論を認め、聴聞会開催の請求権を放棄したとみなされるものとする。回答書は、訴状における申し立てごとに、承認、否定、あるいは被訴追者が当該申し立てを承認または却下するための十分な知識もしくは情報を欠いている旨の主張を行うことによって、答弁するものとする。知識または情報欠如の主張は、関連事実の確認に努力した後にのみ行うことができ、関連する申し立ての否定とみなされるものとする。いずれかの申し立てに対して答弁を行わないときは、当該申し立てを認めたとみなされるものとする。正当な理由が提示されたときは、業務委員会、聴聞委員会、または聴聞委員会が指定するパネルは、期限内に完全な回答書の提出が行われなかったことの効力を放棄するか、本規則を遵守するための期限の延長を許可することができる。

[¶ 5175] 規則3-7: 聴聞会開催請求

(a) 被訴追者は、訴状に別段の記述がない限り、当該訴状の日付から10営業日以内に、聴聞会開催の請求書を提出しなければならない。聴聞会の請求は書面により行われなければならないという要件は、被訴追者が、訴状とともに各被訴追者に送達される聴聞会開催請求用紙に必要な事項をすべて記入し、NFAに提出することによって、満たすことができる。

(b) 被訴追者は、当該被訴追者が本規則の規定に従い聴聞会開催を請求した場合には、当該告発および考えられる制裁に関する聴聞会の開催を認められるものとする。聴聞会は、聴聞委員会全体もしくは聴聞委員会が指定するパネル（以下「聴聞パネル」という。）のもとで開催されるものとする。聴聞会が聴聞委員会全体によって運営される場合は、同委員会およびその委員長は、聴聞パネルおよびその議長と同等の、本規則により規定される権限を有するものとする。聴聞パネルは、聴聞委員会の3名以上の委員によって構成され、同パネルの各委員は、聴聞委員会委員長によって任命されるものとする。聴聞会は、聴聞パネルが定める場所で開催されるものとする。聴聞会は、開催請求書が受理された後、できるだけ速やかに開催されるものとする。

(c) 正当な理由を提示せずに、上記(a)項に従い聴聞会の開催を請求しない場合は、聴聞会開催の請求権を放棄したとみなされるものとする。被訴追者が聴聞会開催請求権を放棄したときは、法令遵守部は審理を続行し、当該被訴追者への追加通知を行わずに、聴聞パネルに証言または書類による証拠を提出することができる。被訴追者が聴聞会開催の請求権を放棄したときは、当該被訴追者は、法令遵守部の証拠に異議を申し立てる権利、証人を反対尋問する権利、ならびに当該被訴追者に有利な証拠を提出する権利を放棄したことになる。

[¶ 5177] 規則3-8: 聴聞会開催前の手続き

被訴追者が聴聞会の開催を請求したときは、

- (a) 当該被訴追者は、事前のしかるべき期日までに、聴聞会開催日の通知を受けるものとする。
- (b) 当該被訴追者は、法令遵守部が拠り所とするか、訴状に関連する、法令遵守部が所有もしくは管理するすべての証拠を、聴聞会の開催前に検査する権利を有するものとする。この聴聞会開催前の検査は、
  - (i) 当該被訴追者が書面により請求しなければならない。

- (ii) 当該被訴追者がNFAの事務所（複数）においてすべての当該証拠を検査するか、すべての当該証拠を複写して当該被訴追者に送付するよう請求することのいずれかによって、行うことができる。後者の場合は、請求を行う当該被訴追者が、送料および複写費用を負担するものとする。
  - (iii) 正当な理由が提示された場合を除き、聴聞会開催日の30日前まで行うことができる。
  - (iv) すべての普通法、および法令遵守部に帰属する法定特権に従い、あらゆる特権資料（調査報告書を含むが、これに限定されない）を保留する法令遵守部の権利が優先する。
- (c) 法令遵守部を含め、聴聞会に参加する各当事者は、口頭陳述の指定日の最低15日前までに、以下の書類をNFAに提出し、聴聞会に参加するその他すべての当事者に送達するものとする。
- (i) 直接審理の一部として召喚を予定している各証人の氏名、住所、電話番号、および
  - (ii) 直接審理の一部として証拠に提出する予定のすべての書類の写し。

聴聞パネルは、正当な理由が提示された場合を除き、聴聞会の当事者が、事前に公開されなかった証人または証拠を提出することを、阻止することができる。

- (d) 法令遵守部または聴聞会の開催を請求した被訴追者は、聴聞パネルに対し、当該聴聞会の前に会合を予定するよう要請することができる。この要請においては、当該の者が聴聞会前の会合で提起したい問題が指定されるものとする。当該要請に対する許可は、聴聞パネルの裁量により与えることができる。聴聞パネルまたはその議長は、自らの動議により聴聞会前の会合を予定することもできる。聴聞会前の会合を予定する命令は、当該会合において提起することができる問題を指定するものとする。上述の会合は、電話によって行うこともできる。聴聞パネルは、その独断により、同パネルの議長のみによって運営される聴聞会前の会合において、どの問題を議題とするかを決定するものとする。
- (e) 継続動議を含むすべての動議は、正当な理由が提示された場合を除き、聴聞会開催日の15日前までにNFAに提出され、不在でないすべての当事者に送達されるものとする。聴聞パネルは、その独断により、同パネルの議長のみによって裁決することのできる動議を決定するものとする。

#### [¶ 5179] 規則3-9: 聴聞会

聴聞会が開催されたときは、

- (a) 証拠の公式規則を適用する必要はない。
- (b) 聴聞パネルの命令があれば、電話による証言が許可されるものとする。
- (c) 被訴追者は、自ら出席し、いかなる証人も尋問し、証人を召喚し、関係証言およびその他の証拠を提出することができる。
- (d) 聴聞会のいかなる当事者も、NFA会員、提携者、またはその関係者による当該聴聞会における証言または証拠の提出を要求する動議を提出することができ、また聴聞パネルは、自らの動議により、上述の命令を出すことができる。この場合の必要経費は、動議の提出者の負担とする。上述の命令は、聴聞パネルの裁量に委ねられ、理由が提示されたときのみに出されるものとする。
- (e) 聴聞会のほぼ逐語的な記録（すなわち、正確に書き写すことができるもの）が作成されるものとする。筆写費用は、被訴追者が筆写を要求し、下記規則3-13に基づき裁定を上訴する

か、CFTCによる再審理を求め、再審理が認められたときに限り、当該被訴追者の負担とする（規則3-13 (e) (iii) 参照）。それ以外の場合は、いかなる筆写費用もNFAの負担とする。

聴聞パネルの委員は、当該会員もしくは当該会員の関係者が、審理中の事案に関して金銭的、個人的、またはその他の直接的な利害を持つ場合は、当該事案の審理には参加しないものとする。

#### [¶ 5185] 規則3-10：裁定

聴聞パネルは、聴聞会またはその他の場で事案が検討された後、証拠の重要性に基づく、次に掲げる事項を含む裁定書を作成するものとする。

- (a) 罪状または罪状の概略。
- (b) 回答があった場合は、当該回答、またはその概略。
- (c) 聴聞会に提出された証拠、または、それが適切である場合は、調査報告書からの簡単な引用。
- (d) 各申し立てに関する事実認定および結論の陳述。これには、次のものが含まれる――被訴追者が犯したか、怠ったと判定された各行為または慣習。被訴追者が犯しているか、怠っていると判定された各行為または慣習。あるいは被訴追者が犯そうとしているか、怠ろうとしていると判定された各行為または慣習。および、当該行為または慣習が、違反したか、違反しているか、違反しようとしている各NFA要件。ならびに当該行為または慣習が、公正なる売買原則に矛盾する行為に該当するとみなされるか否か。
- (e) 被訴追者に科される処罰（規則3-14参照）、および当該処罰の発効日の宣言。
- (f) 被訴追者が、当該裁定が下された日から15日以内にNFAに上訴通知書を提出することによって、不利な裁定の再審理を上訴委員会に請求することができる旨の陳述。

裁定書は日付を記し、速やかに当該被訴追者および上訴委員会に送付されるものとし、裁定の上訴または再審理請求期限（規則3-13参照）が切れると同時に、最終的なものとなる。

#### [¶ 5191] 規則3-11：解決

##### [¶ 5191.1] (a) 解決案

- (i) 調査報告書が完成している調査の対象者、または懲罰手続きにおける被訴追者は、当該事案の解決案を提出する場合、聴聞会開催予定日の10営業日前までに、業務委員会または業務委員会が指定するパネル（以下「業務委員会パネル」という。）にこれを提出するものとする。業務委員会パネルは、業務委員会の3名以上の委員によって構成され、同パネルの各委員は、業務委員会委員長によって任命されるものとする。上述の期日より後は、解決案の提出は聴聞パネルに対して行うものとする。解決案は、当該事案が上訴または再審理のため上訴委員会によって審理されている場合は、上訴委員会に提出することもできる。業務委員会、業務委員会パネル、聴聞パネル、または上訴委員会は、適切とみなされる場合、解決案を受け入れまたは却下することができる。法令遵守担当理事は、当該解決案に関して、法令遵守部の見解を表明する機会を与えられるものとする。
- (ii) 業務委員会、業務委員会パネル、聴聞パネル、または上訴委員会は、その裁量により、当該の者がNFA要件に違反したことを認めても否定してもいない解決案を、受け入れることがで

きる。

(iii) すべての解決案は、

(a) 次の文言を含むものとする。

[被訴追者は] 法令遵守部が、当該解決案と、当該解決案に対する法令遵守部の見解を、口頭または書面、あるいはその両方により、述べることを承認する。

(b) 業務委員会または業務委員会パネルに提出された場合は、次の文言も含むものとする。

[被訴追者は] 業務委員会または業務委員会パネルにより却下された解決案が、[被訴追者が] その後、聴聞委員会に解決案を提出する場合、参考のため聴聞委員会に転送されることを承認する。

(c) 聴聞委員会に提出された場合は、次の文言も含むものとする。

[被訴追者は] [被訴追者の] 解決案が却下された場合には、聴聞パネルが聴聞会に参加することに対して異議を申し立てる権利を放棄する。

(d) 上訴委員会に提出された場合は、次の文言も含むものとする。

[被訴追者は] 上訴委員会により却下された解決案が、[被訴追者が] その後、業務委員会、業務委員会パネル、または 聴聞パネルに解決案を提出する場合、参考のため業務委員会、業務委員会パネル、または 聴聞パネルに転送されることを承認する。[被訴追者は] [被訴追者の] 解決案が却下された場合には、上訴委員会が再審理に参加することに対して異議を申し立てる権利を放棄する。

#### [¶ 5191.2] (b) 裁定

業務委員会、業務委員会パネル、聴聞パネル、または上訴委員会が解決案を受け入れる場合には、当該委員会またはパネルは、違反が行われているか、行われたか、行われようとしていると信じるべき理由のある各NFA要件、科される処罰、および、解決案を示した当事者が、違反を認めたか、否定したかの区別を明記した裁定書を、発行するものとする。

解決に関する、業務委員会、業務委員会パネル、または聴聞パネルによる裁定は、速やかに会長に提供されるものとする。解決に関する、業務委員会、業務委員会パネル、または聴聞パネルによる裁定は、会長がすべての当事者に通知を行って当該事案の再審理を上訴委員会に付託しない限り、当該裁定が下された日の15日後に最終的なものとなり、拘束力を持つものとする。上訴委員会は、上述の付託が行われた日から30日以内に、当該解決を承認または不承認とするものとする。当該解決を承認または不承認とする、上訴委員会による裁定は、当該裁定が下された日の15日後に最終的なものとなり、拘束力を持つものとする。

解決に関する、上訴委員会による裁定は、当該裁定が下された日の15日後に最終的なものとなり、拘束力を持つものとする。

#### [¶ 5191.3] (c) 撤回

解決案は、業務委員会、業務委員会パネル、聴聞パネル、または上訴委員会により最終的に受け入れられる以前に、撤回することができる。撤回または却下された解決案は、いかなる事項を認めたものともみなされない。

#### [¶ 5197] 規則3-12: 裁定の通知および発表

規則3-10または規則3-11に基づいて行われた被訴追者に不利な決議に関する、理由、事実認定、および結論を含む通知書が、当該決議が最終的なものとなってから30日以内に、CFTCに提供されるものとする。

#### [¶ 5203] 規則3-13：上訴、再審理

##### [¶ 5203.1] (a) 上訴

被訴追者は、規則3-10に基づいて聴聞パネルが下した、当該被訴追者に不利な裁定について、当該裁定が下された日から15日以内に上訴通知書をNFAに提出することによって、上訴委員会に上訴することができる。当該通知書は、懲罰決議のどの部分に異議を申し立てるかを説明し、被訴追者による書面または口頭による議論の要請が含まれるものでなければならない。

##### [¶ 5203.2] (b) 再審理

上訴委員会は、聴聞パネルが規則3-10に基づいて下した裁定の再審理を命じることもできる。この再審理が行われる場合には、上訴委員会は当該裁定が下されてから15日以内に、当該被訴追者に書面による通知を行う。上述の再審理は、上訴委員会が、次のものにより行うことができる。

(i) 自らの動議。または、

(ii) 法令遵守部に提出された請願書。この請願書を承認するかどうかは、上訴委員会の裁量により決定されるものとする。当該請願書は、法令遵守部が再審理を求めている理由を述べるものとし、法令遵守部による書面または口頭による議論の要請が含まれるものでなければならない。

##### [¶ 5203.3] (c) 延期

上記(a)項に基づき当該被訴追者が上訴通知書を提出した場合、または、上記(b)項に基づき上訴委員会が再審理を開始した場合は、上訴委員会がその裁定を下すまで、懲罰命令の発効日延期の効力を持つものとする。

##### [¶ 5203.4] (d) 手続きの執行

上訴委員会の委員は、当該委員が当該懲罰手続きの以前の段階(規則3-11に基づいて提出された解決案の審理を除く)に参加した場合、または、当該委員または当該委員の関係者が、審理中の事案に関して金銭的、個人的、またはその他の直接的な利害を持つ場合は、当該手続きに参加しないものとする。当該上訴または再審理は、正当な理由が提示された場合を除き、聴聞委員会の記録、上記(a)項に基づき提出された上訴通知書、および上訴委員会が許可する書面または口頭による当事者の議論のみに基づいて行われるものとする。

##### [¶ 5203.5] (e) 裁定

上訴委員会は、当該事案の再審理後速やかに、証拠の重要性に基づく、日付を明記した裁定書を発行するものとする。この裁定書には、次の事項が含まれるものとする。

(i) 再審理が行われた各罪状および処罰に関する、上訴委員会の事実認定および結論。これには、当該被訴追者が、違反したか、違反しているか、違反しようとしていると聴聞委員会が判断した、具体的なNFA要件が含まれるものとする。

(ii) 上訴委員会によって科される処罰、当該処罰の根拠、およびその発効日の宣言。

(iii) 懲罰決議を不服とする者は、CFTC規則第171部に従い、送達から30日以内に、当該決議を上訴することができる旨の陳述。

(iv) 懲罰決議を不服とする者は、CFTC規則第171部に従い、送達から10日以内に、CFTCに対し当該決議の発効日延長を請願できる旨の陳述。

[¶ 5203.5] (f) 最終性

上訴委員会の裁定は、送達日の30日後に、最終的なものとなる。

[¶ 5209] 規則3-14: 処罰

[¶ 5209.1] (a) 処罰の種類

業務委員会、業務委員会パネル、聴聞パネル、あるいは、上訴または再審理中の上訴委員会は、懲罰手続きの終了時に、以下の処罰のうち1つまたはそれ以上を科すことができる。

(i) NFAからの除名または一定期間のNFA会員資格の停止。除名には、出席、投票した聴聞パネルまたは上訴委員会委員の3分の2の賛成票を必要とする。会員資格を停止されている会員は、会費および賦課金を支払う義務を負うが、停止期間中は、会員の権利を一切持たず、また、NFA会員と自称しないものとする。

(ii) 一定期間の、NFA会員との提携の禁止または停止。

(iii) 譴責または懲戒。

(iv) 違反1件につき250,000ドルを超えない罰金。

(v) 停止命令。

(vi) 本規則に矛盾しない、適当な処罰または修正的決議。

[¶ 5209.2] (b) 上訴委員会の処罰変更権限

上訴委員会は、それが適当と判断する場合には、上記(a)項の要件および制限に従い、聴聞パネルが科した処罰を拡大、縮小、または破棄すること、あるいは、他の異なる処罰を科すことができる。

[¶ 5209.3] (c) 罰金の支払い

すべての罰金は、裁定が下された日から30日以内、または当該裁定により定められた期間内に、NFAの財務役に支払われるものとし、NFAの一般的な目的に使用できる。期限内に罰金を支払わない者については、7日前までに書面により通知を行った後、会長命令により、罰金が支払われるまで、会員資格または会員との提携を即座に停止されることがある。

[¶ 5215] 規則3-15: 会員責任決議または提携者責任決議

[¶ 5215.1] (a) 決議の性質

会員または提携者は、会長が、NFA理事会または運営委員会の同意を得て、商品先物市場、顧客、あるいは他の会員または提携者を保護するために、当該略式決議が必要であると信じる理由があるときは、会員資格または会員との提携を即座に停止されるか、業務の制限（例えば、新規口座受け入れの制限）を義務づけられるか、他の修正的行為を行うよう指示されることがある。理事または運営委員会の委員は、当該理事または委員、またはその関係者が、審理中の事案に関して金銭的、個人的、またはその他の直接的な利害を持つ場合は、略式決議に参加しないものとする。上述の略式決議の通知



は、CFTCに対して速やかに行われるものとする。

[¶ 5215.2] (b) 手続き

本規則に基づく決議においては、以下の手続きが取られるものとする。

- (i) 当該決議の対象者（以下「被訴追者」という。）には、可能な限り、決議が行われる前に通知が送達されるものとする。事前の通知が不可能である場合には、できるだけ早い機会に、通知が被訴追者に送達されるものとする。この通知は、(A) 行われる決議、または行われる予定の決議を述べ、(B) 決議の理由を簡潔に説明し、(C) 決議が発効した、または発効する日時および場所、ならびに有効期間を述べ、(D) 当該決議を不服とする者は、CFTC規則第171部に従い、送達から10日以内に、当該決議の発効日を聴聞会の開催まで延長するようCFTCに請願できることを述べるものとする。送達は、手渡し（引き渡しをもって有効とする）、ファクシミリ（送信をもって有効とする）、または郵送（投函をもって有効とする）のいずれかによって行うことができる。送達が郵送によって行われる場合には、送達を受けた者がこれに答えることのできる期間が、5日間延長されるものとする。
- (ii) 被訴追者は、当該略式決議が行われた後、速やかに、聴聞会の機会を与えられるものとする。この聴聞会は、規則3-9の手続きに基づき、聴聞パネルのもとで行われるものとする。
- (iii) 被訴追者は、略式決議が行われた後のすべての審理において、弁護士もしくはその他の者を代理人に立てる権利を有するものとするが、聴聞パネルは、時間稼ぎ、妨害、命令に背く行為のためのいかなる代理人も、当該審理から排除することができる。
- (iv) 聴聞委員会は、聴聞会開催後速やかに、審理記録に含まれる証拠に基づいて、行われた決議を追認、修正または破棄する、日付を明記した裁定書を発行するものとする。当該裁定書の写しは、速やかに、被訴追者、上訴委員会、およびCFTCに提供されるものとする。当該裁定書は、次の事項を含むものとする。
  - (A) 行われた決議とその理由の説明。
  - (B) 聴聞会において受理された証拠の概要。
  - (C) 事実認定および結論。
  - (D) 当該略式決議が追認されるべきか、修正されるべきか、あるいは破棄されるべきかの決定。同決定の結果、被訴追者に対して行われる決議の宣言。同決議の発効日および有効期間。ならびに、事実認定および結論に基づく、適切な救済の決定。
  - (E) 当該決議を不服とする者は、CFTC規則第171部に従い、送達から30日以内に、当該決議を上訴する権利を有する旨の陳述。
  - (F) 当該決議を不服とする者は、CFTC規則第171部に従い、送達から10日以内に、CFTCに対し、当該決議の発効日延長を請願できる旨の陳述。

[¶ 5215.3] (c) 上訴

被訴追者は、本規則に基づき行われた最終決議を、上訴委員会に上訴する権利を持たないものとする。

[¶ 5215.4] (d) 再審理

上訴委員会は、聴聞委員会が上記 (b) 項 (iv) に基づいて発行した裁定書について、自らの動議に

より、裁定が下されてから15日以内に、再審理を行うとの決定を書面により被訴追者に通知することで、再審理を行うことができる。この再審理は、規則3-13の(d)項、(e)項、および(f)項に従って行われるものとする。

[¶ 5221] 規則3-16：会員責任決議または提携者責任決議と、懲罰決議の関係

会員責任決議または提携者責任決議（規則3-15参照）の開始は、当該事案または当該の者にかかわる、同時またはその他の時点での懲罰決議（規則3-2参照）の開始を妨げないものとし、また、当該事案または当該の者にかかわる、継続中の、または終了した懲罰決議は、規則3-15に基づく審理を妨げないものとする。

[¶ 5245] 規則3-17：委員会の構成

本第3部の規則に基づいて審理を行う、業務委員会、聴聞委員会、上訴委員会、運営委員会、業務委員会パネル、および聴聞パネルには、次の者が含まれるものとする。

- (a) 被訴追者の会員区分以外の会員区分（定款第6条参照）を代表する最低1名の委員。
- (b) 被訴追者が、NFAの理事、業務委員会委員、聴聞委員会委員、または上訴委員会委員である場合には、NFAの会員または提携者以外の最低1名の委員。